

那覇市立学校体育施設利用の心得 【体育館・武道場】

(運営委員会について)

- ① 月1回の運営委員会には必ず出席(代理でも可)すること。欠席する場合は必ず管理指導員に連絡を入れること。
- ② 運営委員会で管理指導員⇄団体間の調整・注意事項等の連絡を行います。
また、団体からの要望等は運営委員会の中で話し合い、その内容は管理指導員を通して教育委員会へ伝わることになります。

(利用の手続きについて)

- ① 運営委員会で、翌月の利用申請を行います。使用料は、納付書を活用した金融機関での納付か公共予約システムを利用したコンビニでの決済となります。
※体育館を2団体で使用している場合、使用料金は1/2の金額になります。
ただし片方の団体が登録を削除した場合には、残りの1団体での全額負担となりますのでご了承ください。
- ② 納付書の場合、利用申請を記入した月の15日までに、管理指導員へ領収証書を提示し、許可書を受け取ってください。※許可書がないと利用できませんので、ご注意ください！
コンビニ決済の場合、利用申請を報告した月の15日から月末までにシステム処理後、コンビニ決済を行い、管理指導員へ決済後の画面等を提示しご報告ください。
- ③ 運営委員会に欠席した団体の利用申請は、全て教育委員会市民スポーツ課の窓口で行います。
※2回以上欠席した場合は、利用を中止する場合がありますのでご注意ください。

(キャンセル・利用中止について)

- ① 利用団体が利用をキャンセルする場合、1週間前までに管理指導員へ連絡すること。
(例：日・月曜日の利用の1週間前は、前週の月曜日まで／土曜日での利用の場合は前週の金曜日まで)
※規定日を過ぎてのキャンセルの場合、利用料はそのまま発生します。
- ② 利用日に学校行事等が入った場合には、学校行事等が優先となります。【学校行事優先の原則】
その場合は、使用料の還付もしくは振替での対応となります。

(マナーについて)

- ① 運動に適した服装を着用し、体育館シューズを履いてください。(Gパン、作業服等は禁止)。
- ② 体育館内は土足厳禁です。
- ③ 校内・館内はすべて喫煙・飲酒は禁止しています。
- ④ 団体のゴミはすべて持ち帰ってください。(燃やすゴミ・空き缶・ペットボトルなど)
- ⑤ 活動終了した際にはモップにてフローアを清掃すること。
- ⑥ 管理指導員が出勤するまでは、無断で体育館内に立ち入らないこと。
- ⑦ 学校施設を利用していることを忘れず、トイレトペーパー・ゴミ袋は団体で準備する等、ご協力をお願いします。
- ⑧ 事故や盗難、怪我等当教育委員会では一切責任を負いません。万が一の傷害事故や賠償責任を負う事故の補償に備え、団体員や指導者等が安心して活動するためにも、『スポーツ安全保険等』に



加入するようお勧めします。

- ⑨ 使用中に学校の施設または備品を破損させた場合は、速やかに管理指導員へ報告し、原状回復をしてください。
- ⑩ 利用時間には、準備・片づけ・清掃までの時間が含まれています。
- ⑪ 管理指導員の指示に従うこと。
- (利用の制限について)
- ⑫ 利用回数は、原則として週1回ですが、種目・利用日時・利用校により変動いたします。
※フットサルについては、利用できる学校が限られていることから、隔週の利用とします。
- ⑬ 車の乗り入れは、原則禁止しています。
- ⑭ 10人未満での少数利用が続く場合は、団体登録を取り消すこともあります。
- ⑮ 子どもを連れてくる場合は、子どもの世話を主な役目とする「管理責任者」を置かなければなりません。
子どもの管理ができていないと管理指導員が判断した場合には、その日の利用を中止することもあります。
- ⑯ 体育館や武道場の利用は、登録申請に記載された団体のみが使用できます。また、練習試合等のため別の団体と合同で利用する場合は、市民スポーツ課へ連絡してください。
※利用者については、その全員が那覇市在住、在勤または在学であることが利用条件となります。

(台風について)

台風接近時、以下の場合には利用中止になります。

(利用中止の際は、管理指導員より代表者へ連絡します。)

夜間利用の場合 午後5時30分～午後9時30分

- 午後4時の時点で暴風警報発令中の場合
- 午後4時を過ぎた時点で暴風警報が発令された場合
- 利用中に暴風警報が発令された場合

日中利用の場合 午前8時～午後5時30分(土・日・祝祭日)

- 利用時間に関わらず暴風警報が発令された場合

※上記に該当しない場合でも、当課において利用が危険であると判断した場合や、施設の状況により利用ができないと判断した場合には、施設の開放を中止いたします。



学校開放は、「学校の教育に支障のない限り」の範囲で開放しています。

一般の施設ではなく、児童生徒の教育活動の場ということをご理解の上
ご利用ください。

那覇市教育委員会 市民スポーツ課

TEL : 917-3504

FAX : 917-3521